

表9 主要価格の推移

	米 (1石)	小麦 (1石)	まゆ (1貫)
大正8	45.49 (100.0)	10.57 (100.0)	11.93 (100.0)
10	30.35 (66.7)	8.24 (78.0)	7.59 (63.1)
12	31.64 (69.6)	7.17 (67.8)	11.40 (95.6)
14	40.71 (89.5)	10.00 (94.6)	11.25 (94.3)
昭和2	34.42 (75.7)	7.71 (72.9)	7.18 (60.2)
4	28.41 (62.3)	7.52 (71.1)	7.57 (63.5)
6	17.77 (39.1)	4.22 (39.9)	3.08 (25.8)
8	21.33 (46.8)	6.39 (60.5)	2.52 (21.1)

農林省「本邦農業要覧」より
単位は円、()内は%

○人にたっし小作人組合と対峙した。この不況をのり切るため、小作農民は、生産物の五割以上を、しかも現物で徴集する地主に対し、その減免を要求する運動を展開した。地主側は私有財産制を堅持する立場から、この不法性をつき、法の立場から自らを防衛した。このように全国的に小作争議が頻発し、その抜本対策が必要となった。しかし世界的な大不

刻であった。表9によると米の一石当り価格は、大正八年に四五円(二〇〇)であったが、その後低落をつづけ、昭和六年には一七円まで低落し、半値以下(三九%)となった。石当り四五円の価格ですら、米作農家にとって はきわめて不満足な低価格であり、経営と生活を維持する最低のものである。それが半値以下となると、それはもう破産である。米作農家はきわめて深刻な打撃を受けた。国に救済を求める前に、目前にいる地主に対し、小作農民は小作料の低減、減額を要求して、多くの地域で小作争議が起った。はじめは個々の小作人がその窮状を地主に訴え、その情状を多少とも参酌してもらおう個人的な交渉であった。やがてその個別的なものから、集団化と組織化がすすみ、それは全国規模のものとなった。

昭和三年に小作人組合は、全国で組合数四五八二となり組合員数三六万五〇〇人を数えるに至った。小作争議件数は一八〇〇件に達した。これに対抗して地主側も組合を結成し、全国で七三四組合、組合員数五万七〇〇

三 昭和期久保田農業の変動

(一) 昭和前期の恐慌・佐賀段階・戦時体制

1 金融恐慌と農業・農民の苦悩

昭和前期は、敗戦に至る二〇年間を指す。昭和は金融恐慌にはじまった。人々は何か暗く、重苦しい、不吉な時代の前兆を感じとっていた。やがて世界的な大恐慌におそれ、都市も農村もこの大不況の直撃をうけた。都市には失業者があふれ、農村にはさまざまな貧困がおそった。久保田には大きな養蚕農家はいなかったが、繭価格の暴落は先ずこれらを襲い、わが農村全体をおおってしまった。

新聞には東北の農村では、農家が娘を身売りに出す話が報道され、人々を暗澹たる気持ちにさせた。また東北の学童たちが飢をしのぐため、生の大根を噛っている写真が報道された。不況もここまできかと、人々は明日の我が身を思つて暗い気持ちになった。

九州や佐賀では、寒冷地東北のような悲惨な状況はなかったといえるが、それでも大不況の波をもろに受け、生活は極端に窮迫化した。とくに久保田のように純平坦で主要作物は米・麦という地域では、その価格低下は深

況であり、その要因は世界経済の根幹にあるところから、簡単に解決するものではなかった。小手先の応急策にすぎなかったが、昭和五年に「失業救済農山漁村臨時対策」が行われ、政府は七千万円の低利資金を組んで、延三一九〇万人の雇用をつくりだした。しかしこれは文字どおり「臨時の処置」にすぎなかった。

昭和六年には満州事変が勃発した。戦争は領土を拡大し、軍需を起すことで雇用が拡大し、経済もうるおって国内の不況も解決すると大方は期待し一縷の望みをかけた。しかし事態はまさにその逆であった。わが国はいよいよ戦争の泥沼にはまり、次第に危機的な様相を深めた。農業の不況はいよいよ深刻化し、農家の負債総額は五〇億円にのぼることが明らかになった。政府は「農山漁村経済更生計画」（昭和七年）をたて、何んとかして農村不況を救うことを考えたが、実効はあがらなかった。やがて「農家負債整理組合法」（昭和八年）を制定し、農家の負債整理にかかったが、もちろんこれで不況から脱却できるわけはなかった。苦肉の策として全国レベルで「満州集団移民計画」が樹てられ、一八〇〇人が移住した。その後もこの移住計画はつづけられ、なかには「青年義勇隊」で多くの若い青年たちもこれに参加した。しかしこれはのちのソ連軍の参戦と関東軍の敗走によって、その多くが無惨な運命を辿ることになった。

2 地主の形成過程と高額小作料

地主あるいは地主制度と一口にいうが、げんみつには二つの概念がある。一つは自らも先頭に立つて耕作し、一方で多数の雇人を指揮して、比較的広い面積の圃場を管理し経営する地主である。これをわが国では「てうぢら手作地

主」といい、明治前期の比較的早い時期に、こうした形の地主があらわれ、先駆的な役割をはたした。殖産興業と富国強兵政策に眼をうばわれ、農政に手のまわらなかった明治政府は、自らの無策ぶりにかえてこれら手作地主の活躍に多くを期待した。期待したといっても政策的に支援したのではなく、事のなりゆきを希望的に期待しただけにすぎない。当時全国各地で率先して各種の農事改良事業に投資し、積極的に生産力の向上につとめたのはこれら手作地主であった。いち早く犁を導入し、馬耕教師を招いて、畜力耕をひろめ、生産力を高めたのはこれら手作地主層であった。湿地地帯を土地改良事業によって乾田化し、生産力を高めたり、水利事業に取り組んで広大な美田をつくったのも手作地主層であった。とも角、明治前期のわが国の農業改良事業と農業生産力の向上に大きく貢献し、のちの明治農法の形成を築いたのは、とりも直さずこれら手作地主層であった。これら手作地主層は、多くのばあいかつての大庄屋・庄屋・名主など村役人の出自が多く、これを「豪農手作地主」とよんだ。

とも角、明治初年はわが国農業の将来指針をしめす政策理念が中々確立できず政府も困惑していた。そこで工業の殖産興業政策にならつて、農業も欧米の大規模農場制に学んで、「大農主義たるべし」と説く者もでた。それがエスカレートして「須く水稻を廃止し、欧米に倣つて小麦を作るべし」と説く者もあらわれた。また政府高官のなかには「水田を廃し、農家をして桑を植えしめ蚕を飼ひ、わが国を一大生糸、製絹國たらしむべし」と説いた者もでた。食料は稼いだ外貨で安い食料を買えばよいというのである。今日でもいぜんこうした論調は一向におとろえない。なかには「穀粒（米）をままに煮て食すは野蠻也、胃を害し脳にわるし。」と述べ、日本人に背が低く、恰好がわるく、頭脳のすぐれた賢人が少ないのは、米食のせいだと和食を痛罵した人もでた。今日でも自称食料・栄養専門家のなかに、この明治時代の水準をでないいひとがまににいる。

表11 大正13年久保田村50町以上地主三家の規模

番号	氏名		田(町)	畑(町)	計(町)	耕地の所在郡	小作人数
1	堤 治之	金貸	88.0	0.7	88.7	佐賀3、小城3	100
2	森山定太郎	銀行	50.0	4.5	54.5	佐賀3、小城外7	44
3	堤 安次	金貸	134.6	5.5	140.1	佐賀9、小城8	168

『日本農業発達史』第7巻所収。(農商務省農務局)
「50町歩以上の大地主名簿」大正13年より

ここで具体的な個別事例として、大正十三年に農商務省で行った全国の「50町歩以上の大地主名簿」によつて、久保田町の堤安次氏についておく。

堤家は藩政期には醤油屋を営んでおり、土地も若干集積していたが、本格的には明治になって金融業一本となり活発な土地集積を行った。とくに明治二十年から三十年にかけては、米価の大暴落など不況がつづき、農家は悉く生活苦難におちいつて土地を抵当にして借金をして家計を維持することになった。多くのばあいその借金は返済できず、抵当の土地はそのまま貸主にとられるのである。堤家の地主としての成長は、この金融業としての事業の成果であった。堤家の事業領域(耕地所在地)は、郡別には佐賀郡、小城市で、小作人は一六八戸であった。佐賀市郡内の主なものは、東与賀・佐賀市周辺、本庄、西与賀、高木瀬、神野、鍋島、嘉瀬、川上などが比較的多かった。小城市では三日月、小城、牛津、芦刈、多久、東多久、南多久におよんでいた。しかし所有地の半分は久保田、芦刈、三日月であった。

一切の指導、監督、それに集荷、保管、出荷などの采配は本家の執事が当るが、各集落には差配人(あるいは世話人)が配置され、具体的な指示や命令は、この差配人からでた。道で差配人に会つたりすると、「何か言われるのでないかと、頭の手ぬぐい

表10 久保田村30町以上地主の土地集積(町)

明治10年頃	15年	20年	25年	30年	35年	40年	大正元	5年	10年
185	195	205	220	240	255	260	265	278	257

『佐賀県農地改革史』上巻368-378頁より

さてこうした農政混乱の中にあつて、わが国の手作地主は、将来のわが国農業を支える担い手として大いに活躍した。

しかし彼らもやがて農業の担い手である道を捨て、ひたすら土地を小農民に貸してその小作料に依存する不勞所得者になつてしまつた。理由はいろいろある。しかし基本的には農業に投資し、人を雇つて農場経営と管理に苦勞するよりも、むしろ耕地を零細な小地片にわけ小作地として貸付けて小作料を取得した方が、煩わしさもなく安全に一定の利益がえられることであつた。こして多くの手作地主が寄生地主に移行してしまつた。もちろんその背景には土地に対してつねに不斷の需要があり、貸し手有利な状況が存在することである。明治前期はまさにそつした時代であつた。

久保田村で進行した土地集積の状況を年次的にみると次のとおりである。但しこれは、30町以上の土地所有者である。

表10は、久保田村に在任し30町以上の土地をもつ地主の年次推移である。久保田村には30町以上の土地をもつ地主は堤・森山・堤の三家であり、表の数字はこの三家の合計である。これによると明治十年にはすでに計一八五町の土地がこの大地主の土地となつている。この地主たちの土地集積過程は、明治十年から同十五年までの五カ年と、同十五年から二十年までが、それぞれ一〇町の買入れとなつている。しかしその後買入面積が急増し明治二十年から同二十五年には、一五町となり、明治二十五年から同三十年には二〇町

表12 昭和14年久保田村田一反歩の小作料

	上 田			中 田			下 田		
	大正元年	大正10年	昭和9年	大正元年	大正10年	昭和9年	大正元年	大正10年	昭和9年
契約上の小作料(石)	1.435	1.561	1.592	1.211	1.233	1.303	0.934	0.908	0.989
前5カ年平均実納小作料(石)	1.365	1.526	1.567	1.170	1.208	1.288	0.896	0.879	0.963
前5カ年平均夏作実取高(石)	2.615	2.842	2.871	2.169	2.364	2.514	1.855	1.842	1.996
実取小作料の夏作実取高に対する割合(%)	52.2	53.7	54.6	54.0	51.1	51.2	47.6	47.7	48.3
同上全国平均	58.2	57.4	52.3	56.9	55.0	49.8	54.6	52.5	46.1

〔佐賀県農山漁村実態調査〕より

い率であることがわかる。これは中田においても同様であり五〇%をこえている。ただこれを全国比率に比較してみると、昭和九年を除くといずれもやや低率であり、全国水準より低いことがわかる。とはいっても、五〇%をこえる小作料は、小作農民にとっては、大きな負担であったにちがいない。もともと米価の低落、災害等による米收穫高の減少、生活苦によって止むを得ずその場の生活を凌ぐために土地を担保にして、地主から借金をするわけである。しかし多くのばあい借金によって家計を建て直し、健全な状態に戻れるケースは少ないという。借金を返済できない多くの小農民は、止むを得ず担保に入れた土地を手放して負債を整理する。手放した農地が小作地として再び戻れば良いが、そうでなければ家をたたんで他出するしかない。その判断は地主の裁量に任される。幸い小作農民としてそのまま残れたとしても、前述のように収量の半分以上を小作米として地主にそのまま収め、のこりで一家を養わなければならない。「去るも地獄、残るも地獄」であったであろう。

農地の売買価格は、昭和十四年久保田村のばあい表13のようであった。この表の「事変前」とは、昭和十二年の「日中戦争」を指すと思

を取って道の側によって、深々と頭を下げて通りすぎるとホツとしたものだ」と、久保田町のある長老の方が語ってくれた。差配人にしてこうであるから、執事になると大したものであつたらうが、「執事さんに会うことなど一度もなかった」という。まして地主様となると、それはもう雲の上の人で一度も会ったことはないところか、後ろ姿さえ見たことはない由であつた。当時の地主と小作の関係を、身分的な隷従関係と表現するのはいささか表現が過ぎるが、しかし話を聞くと、たんなる貸した側と借りた側、雇う側と雇われた側の、対等な近代の人間関係ではないことがわかる。

米倉庫は地元の久保田のほか多久に二カ所があつた。遠隔地は物納ではなく金納も行われというから、近代的な商人感覚をもった地主といえよう。地主米の販売取引についても、同村の地主米と一緒に取引を行い、この時は佐賀の米穀商だけでなく下関、大阪の米商人も来たという。例年十一月十五日が入札日であつたが、およそ五〇〇〇俵の取り引きがあつた。

なおこの堤安次氏に並ぶ地主としては、同じ金貸業の堤治之氏で大正十三年当時の貸付地は田地八八町であつた。三位は森山定太郎氏で五〇町であつた。

ところで地主にとって土地を購入し、それを小作にだして得る収益は、どのようなものであろうか。先ずそのために当時の水稲一反当りの収量と、実納小作料を資料の上で確認した。反当収量については表11に示したが、大正から昭和にかけては、上田で二石六斗から二石八斗の水準である。対象地は佐賀郡である。

これに対し小作料は表12に示したように、一石三斗から一石五斗の水準である。そこで小作料率をみると表12のように年次別順に五二・二%、五三・七%、五四・六%となつている。各年ともに稲実取高の五割をこえる高

昭和にはいると、久保田村をはじめ佐賀郡一般の農業は大きく変革し、飛躍的な発展をとげた。それは旧藩らしい続いた古い慣行農法を、大正十二年前後を岐として完全に脱却し、新しい技術革新の時代にはいったことによる。それはつまり旧慣行であった早・晩二期作の稲作慣行と、それに足踏水車による深い堀からの揚水灌漑を官・民一体の努力によって完全に克服したことである。これ以降米づくりの様相はまったく一変した。炎天下に気の遠くなるほど踏車を踏みつけ、足の裏にタコができた足踏水車からは完全に解放された。二段がけや学校帰りの学童を前にのせ親子二人がかりで踏んだことも、今や昔話となってしまった。電力灌漑などの費用負担は残ったけれど、揚水は今や好きな時にモーターがうなりをあげて堀の水を汲み上げてくれる。この電力機械灌漑によって揚水だけでなく、その他の稲づくりの様相も次第に変化していく。その第一は古くから使われた犁である。久保田では古い時代から延犁（はえすき）、塊返犁（くれがえしすき）、水田犁（みずたすき）、それに馬鍬（まぐわ）を加え、長床犁（二）と中床犁（一）の組合せが不可欠であった。しかしこれらが揚水の機械化によって犁自体

えよう。自作農家は全体の二〇%しかないものである。そしてここでとくに注目されるのは、二町から三町、三町から五町という、大規模な小作農の存在である。生産量の半分以上を小作料として納める小作大経営の存在は、他に余り例を見ないといつていい。他方の自作農はあわせて四二戸、二〇%しかないないのである。

3 全国農業の首座「佐賀段階」

表13 昭和14年久保田村地価・小作料調査

		水田(円)			畑(円)
		上田	中田	下田	
1反歩ノ推定時価 (円)	事変前	635	543	450	270
	現在	800	716	629	357
1反歩ノ売買時価 (円)	事変前	627	543	470	272
	現在	805	739	649	363
反当物納小作料 (斗)	事変前	14.0	13.8	13.3	7.0
	現在	13.8	13.8	13.3	7.0
小作料率	割分	4.1	4.1	4.2	4.3

〔佐賀県農山漁村実態調査〕より

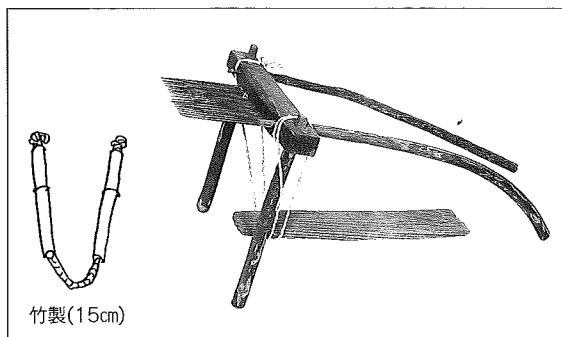
表14 昭和14年久保田村耕地広狭別農家数

	5反未	5~1町	1~2町	2~3町	3~5町	計 (%)
自作	17	14	23	30	12	96 (20.0)
自小作	8	18	77	77	15	195 (40.4)
小作	27	34	83	42	5	191 (39.6)
合計	52	66	183	149	32	482 (100.0)

〔佐賀県農山漁村実態調査〕より

分の土地をもたない、純然たる小作農であることがわかる。これら小作農はおそらく明治以降の様々な社会・経済の変動あるいは個人事情で、土地を喪失して小作農となったのであろう。旧鍋島藩の時代には少なくとも名目上は「土地永代売買禁止令」があつて、土地の売買は禁止されていたからである。農民層の分解がおおむらに行われたのは、明治以降と考えていい。表14にみられる小作農と自小作農が、久保田ではあわせて全農家四八二戸の八〇%に達するのは、明治以降におけるはげしい小農民層の分解と、没落の経緯を物語っているとい

われるが、その前と後では農地の売買価格にかなりの差がでており、高くなっている。いずれも一七〇円以上の差で高くなつており、農地価格の高騰がみられる。しかし一方小作料はむしろ低下か横ばい状況である。それでは、この小作農層は久保田ではどの程度の割合で存在していたのであろうか。昭和十四年の佐賀県の資料によると、全農家四八二戸のうち小作農は一九一戸で全体の三九・六%を占めている。約四割に近い農家は自



扱き箸(こきばし)

千 齒

また苗代については、従来は立派に大きく育てた苗に螟虫が集り、被害がふえるといわれ、この螟虫恐怖のためには、長年の懸案であった薄播きで健全な苗を育てる新農法が行われるようになった。また同様に正条植も急速に普及した。この正条植と並行して田打車が導入され、昭和七・八年ごろには全面的に普及した。これ以前は例の「がん爪」であったが、これが初期生育の稲の根を損傷するとして問題となっていた。それが田打車にとって替り、根痛め問題も能率化も解決したのである。

またもつばら千歯にたよっていた脱穀作業に、足踏回転脱穀機が導入された。千歯もこれが発明された江戸時代には「後家倒し」の異名をとった。つまりそれまでの扱箸(こきばし)に対して抜群の能力と性能をもったので、この時節に恰好の移ぎ仕事を失った婦人らは、悉く失業したとの意味である。その千歯から回転脱穀機への変革もさきの例にならうていえば

家の土壌に適應した、きめの細かい施肥基準をしめたのである。金肥をふれば螟虫が集るといわれ、どう肥料をやればよいか。肥料をふって増収はしたいが、かといって螟虫にやられたのでは「元も子」もない。こうした心配から解き放たれた生産者は、今やもつとも熱心に施肥方法を学び、大胆に肥料をふるようになった。「肥料配合箋」による施肥講習会には、熱心な農民が詰めかけてこの講習会も、つねに満員の盛況であったという。

しかしこれが「電力機械灌漑」と「晩稲一期作」の導入によって、全面解禁となった。前述の多収穫品種の導入は農民の生産意欲をいやが上にも高め、それは先ず施肥技術の向上としてあらわれた。県農試はかねて全県下で行ってきた土壌試験や肥料試験をもとにして、農家個々に「肥料配合箋」を交付した。地域と風土と個々の農

も、そして犁耕の方法もかわってきた。犁の近代化と耕耘の簡略化である。また品種の上でも早・晩二期作の時代には雑多な多品種の混植状態であった。例えば明治十四年の県農試の調査によると、佐賀郡では早稲二品種、中稲一〇品種、晩稲三〇品種の計六一の稲品種が雑然と混植されていた。このなかでもおもだったものは、早生が白紅屋、赤紅屋、オマセ。晩稲では神力、卯平治、目利などで、とくに愛国神力、赤神力、亀治神力、神力十号のいわゆる神力系が圧倒的であった。こうした状況から今度は一挙に晩稲一本にしぼられた。県農試を中心とした慎重な品種選抜の結果、神山・神徳・旭一号の三品種が優良晩稲種としてえらばれ、これが県の奨励品種として普及されることになった。このなかでとくに神力は、佐賀平坦にもつとも適した品種であることが判明したため、圧倒的な普及をしめた。県平均でも五〇%がこの品種でうめられ、佐賀郡では実に七〇%以上がこの単一品種によって占められた。まさに独占的な普及であり、かつてない大きな変化であった。そしてこうした優良な多収穫品種の圧倒的な普及は、いやが上にも農民の増収意欲をふるいたさせた。

これまでは優良品種の導入はタブーとされた。何故なら優良品種といわれる多収穫品種ほど、決して徹底的な螟虫の被害を受けた。また肥料をふるとそこは必ず螟虫が集るといわれ被害が発生した。増収はしたい。生産はあげたい。しかし優良品種も、肥料もダメだとすると、生産者としてはもう「手も足もでない」ことになる。まさに「お手あげの状態」だったといつていい。

しかしこれが「電力機械灌漑」と「晩稲一期作」の導入によって、全面解禁となった。前述の多収穫品種の導入は農民の生産意欲をいやが上にも高め、それは先ず施肥技術の向上としてあらわれた。県農試はかねて全県下で行ってきた土壌試験や肥料試験をもとにして、農家個々に「肥料配合箋」を交付した。地域と風土と個々の農

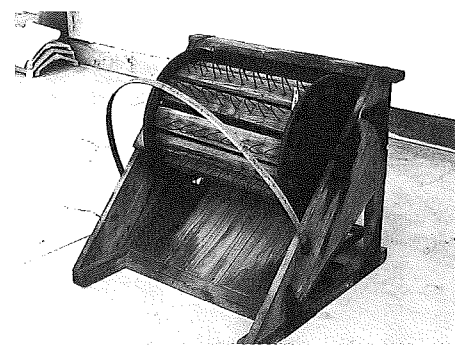
「雇い人泣かせ」の大改革であった。

これまでの農具が、いかにも「道具」の類であったのに対し、これは「機械」の顔をしていた。踏みはじめはゴロン、ゴロンと、いかにも物憂い音だが、加速がつくとロン、ロンロンと猛烈な勢いで回転し、足をかかるとふれるだけでいい。しかも稲扱きは稲束を両手でひろげ、かるく左から右にゆらして触れるだけである。千歯に叩きつけて渾身の力でしごくのとはまるでちがう。「ホンナユツ夢のゴタル」と当時の人はいったものだ。

晩稲一期作の実施によって、秋の収穫期の労力ピークは急速に高くなつたが、これら回転脱穀機の出現によってそれがかなり圧縮された。そのことによつて裏作の栽培も可能となり、裏作麦などはかなり増えたのである。

またこの時期「ローラー」や「回転馬鋏」や「飛行機式馬鋏」などが次々に開発され、裏作物の栽培とその効率化に貢献した。さらに決定的なのは昭和八年以降のかなり早い時期に、小型石油発動機が開発され、これに脱穀機を取りつけて動力脱穀機が開発され普及したことである。「ゴロン・ゴロン」の足踏から、今度は「タン・タン・タン」の軽い発動機音が天にこだました。それは古い苦しみに満ちた慣行農法からの解放の音のようでもあった。さらにいえば機械による新しい農業の夜明けを告げる音のようでもあった。

こうした農具の開発と普及に、大きな役割を果たしたのが、毎年秋に県農試で開催される「農事参観デー」であった。これは農業試験場で開発した新しい技術を公開し、その普及・浸透をはかるのが目的で、大正十一年



足踏回転脱穀機

から開始された。やがて農機商の出品する農具展示が加わり、にぎやかになった。はじめは佐賀駅のウラに在った佐賀市神野町の試験場で行われて、年々多数の生産者が集った。いわば佐賀のお祭りの様相をしめし、参観後は日峰さんに参拝するのが一般のなりわしであった。

昭和二十九年に農業試験場が佐賀市高木瀬町の旧第五五聯隊の演習場跡地に移転した。しかし、ここは駅からの距離が遠い。果して昔のように来てくれるかどうか心配した。しかし、参観デーともなると佐賀駅から農試まで、人波の列が途切れることなく延々と続く盛況であった。現在農試は川副町南里に在るが、この催しはいぜん盛況で、生産者の農業技術に関する高い関心がしめされている。

以上のように、大正十二年の久保田村をふくめた佐賀平坦全域の「電力機械灌漑施設」の成立は、従来の「足踏水車」による揚水灌漑を一掃したこと。またこれを契機として「晩稲一期作」を確立させ技術が一新した。これは旧藩以来延々と引きつがれたいわゆる封建農法を、新農法に切りかえた技術革新といつていい。

以上の二つのいわゆる技術革新を重要契機として、久保田村をふくめた佐賀平坦農業は、その後大きな変貌をとげることになった。

稲作農業に限らず、農業の生産力を押し上げ発展させるのは、第一に「技術」である。ただ「技術」と一口にいつてもそれはさまざまであり品種・肥料といった個々のものから、前述したような旧藩らしい古い慣行農法である「早・晩二期作」の一連の技術を、「晩稲一期作」という新しい型に組みかえるのも、立派な技術であり「技術革新」である。もちろん「足踏水車」による「揚水灌漑」を、電力モーターによる「揚水機」に変革するのも、立派な「技術革新」である。こうした個々の技術や総合され組合せられた技術によって、農業生産力は新し

表15 昭和前期久保田村田村水稲反収推移

	反収(kg)		反収(kg)
昭和元年	454	昭和11年	453
2	422	12	496
3	399	13	514
4	472	14	515
5	383	15	373
6	314	16	367
7	346	17	384
8	496	18	419
9	480	19	376
10	415	20	266

表16 昭和14年久保田村水稲土地生産力

	町反 %
3石2斗以上4石未満	610.1 (78.2)
2石4斗以上3石2斗未満	151.3 (19.4)
1石6斗以上2石4斗未満	19.1 (2.4)
計	780.5 (100.0)

昭和14年「佐賀県農山漁村実態調査」

い段階に進展していく。これまで詳しくのべたとおりである。

しかしこうした「技術」だけが、生産力を高めるのではない。物を生み出すのは確かに「品種」や「肥料」などだが、それをどう使うかは人であり、その人もどんな技術を持ち、どんな意欲をもった人（生産者）であるかが問題である。これを技術と同じように重要な「生産の担い手」とよんでいる。これらの人の技量によって、産み出される生産の量と質はちがう。だから生産は、たんに物の量（つまり技術の量）だけでなく、生産を行う担い手の質によっても生みだされる。この二つの組み合わせが重要である。しかしここでいう担い手の質とは、資格条件や学歴や経歴といったものではない。そんなことは関係ない。

表15によると、昭和にはいつて久保田村の稲反収は、初年ごろの四〇〇キログラムから同八年には五〇〇キログラムに迫り、昭和十三年には五一四キログラムにたつのである。そして同十四年にも五一五キログラムをしめすが、その後は後述のように戦時体制下にはいり、労力も生産資材も全て欠乏し、生産を持続するのが精いっぱい状態になってしまう。この昭和十四年の高い水準を表16でみると単位が異なるが、じつに三石二斗から四石、つまり八俵水準の面積が、久保田町七八〇町のうち六一〇町の七八％によって占められていることがわかる。これらは大正後期に行われたいわゆる歴史的な技術革新の大きな成果といつていい。くり返すが旧藩らしい古い慣行農法である早・晩二期作と、踏車による揚水灌漑。これら封建社会いらいの旧農法を覆し、晩稲一期作と電力による機械灌漑を一挙に完成させてしまった。まさに画期的な歴史にのこる一大改革といつていい。そしてそこに新しい革新的な農業技術を定着させた。例えば品種の更新、施肥技術の質・量の向上等々が、かつてみることでできなかった飛躍的な生産力の増大を実現させたのである。そして昭和八年以降は一貫して四〇〇キログラム、それも五〇〇キ

ログラム水準に迫る高い水準が実現された。しかも昭和十三・十四年の両年は、多年の念願である五〇〇キログラム水準が達成された。佐賀平坦一帯でも、同じような飛躍的な反収増がしめされたのである。かつてない歴史的な記録といつてよかつた。

このような佐賀平坦の飛躍的な生産力の増大を、とくに全国的な視点で注目した学者がいた。九州大学経済学部の田中定教授であった。田中教授のちに佐賀大学の学長になられ、佐賀と縁の深い学者であったがその氏が経済学者の眼で農業統計を詳細に分析し、佐賀平坦農村の実態調査をやられ生産力水準と農家諸階層の構造との関連分析を行った。そして全国を三つの段階に区分して、その発展段階を次のように規定した。

東北段階。この地方は経営面積は比較的広いが、自然条件のきびしさと、強い地主制の支配で、生産力の伸びは低く後進的である。経営の形としては、労働集約的で遅れている。

近畿段階。この地帯は戸当りの経営面積はそれほど大きくないが、立地条件の良さを生かし集約的な商品生産農業を行って、比較的高い収入をあげている。資本集約的ではあるが、流動資本集約的である。

佐賀段階。佐賀はクリーク農業の不利を克服して高い反収をあげている。しかも活力に満ちた農家は小作地を自作地化して経営前進をはかり、資本集約化も固定資本集約化の段階に達している。この佐賀平坦農業の高い生産力とたくましい経営前進を教授は高く評価し、これを「佐賀平坦地帯一農村の分析」としてまとめた。教授はこの時期の佐賀農民の努力を、「葉隠魂の強い精神力」で、「爪に火を灯すような簡素な生活」と「身を粉にして働く気力」で、先ずは小作地を集め、やがてこれを自作地化して「自作農」として確立し、独自の経営前進をやつてのけたと分析した。これを佐賀平坦農家の「自作前進論」としてまとめ、そして佐賀平坦地こそ「わが国農業発展の首座に据へるべき高度な発展段階に在る」と高い評価をあたえ、これを「佐賀段階」と名づけたのである。「佐賀段階」の名付けの親は、実にこの田中定教授であった。

4 戦時体制下農業の苦悩と停滞

昭和は前述のように深刻な金融恐慌にはじまり、農村は不況に悩むことになった。昭和四年にはさらに「暗黒の木曜日」といわれるニューヨークの株式市場の大暴落があり、恐慌は全世界に拡大された。わが国では米国との関連で生糸が暴落し、昭和五年には春繭相場が前年比で四七%も下落し恐慌は農村全体にも及んで、深刻な昭和恐慌をおこした。全国で小作争議が頻発し、地主と小作との抗争も激化し、町にも農村にも職を失った人々が急増して世の中は騒然とした状態となった。当時失業人口は三〇〇〇万人と推定され、政府は「失業救済農漁村臨時対策低利資金」七〇〇〇万円の融資を行ったが、いわゆる焼石に水であった。こうして世界恐慌から昭和

恐慌に波及したわが国の不況に、人々は苦しみ悩んだのである。政府はこうした国内不況とくに農村対策に様々な手を打った。しかしこの昭和恐慌は長びき不況は長くつづいた。昭和六年には満州事変が起った。そして昭和十二年には日中戦争が起り、戦争は華北から華中・華南と拡大し、長期戦の様相をしめした。

当時の指導者は、次のように説明した。「当初は苦しいが、この苦しさに耐えて戦争に勝利さえすれば、これまでの労苦は報われる。恐慌も、失業も、価格の暴落も、全て戦争が解決してくれる。耐え忍んで戦争に協力せよ。この戦争は聖戦なのだ」と説いた。

しかし、戦争によって国内の諸矛盾を解決するというかつての考え方は、もはや通用しないことが次第に国民にもわかった。日中戦争はいぜん泥沼化して收拾のつかない状況であったにかかわらず、昭和十六年には太平洋戦争に突入した。そして強大な米・英をはじめ西欧諸国を相手にたたかうことになった。国民の生活は豊かになるどころか、ますます悲惨なものになった。米・麦など主要穀類はいち早く「米穀配給統制法」によって厳格な統制令が布かれ、配給は一日一人当り二百三勺となり、世帯ごとに「米穀通帳」が交付された。この「二百三勺」も、のちには遅配・欠配となり、人々は飢えに苦しんだ。また農業生産に必要な肥料・農薬・農具・燃料・飼料などは全て「統制令」に組みこまれた。厳重な統制は仕方ないにしても、絶対量の不足と遅配・欠配が人々を苦しめた。それに前述の男子の働き手は、殆ど出征や徴用・動員で不在となった。農作業や一家の切り盛りは女性の手によって行われた。除草・水まわり、田植までは何とかなかった。問題は耕耘であった。馬耕は昔からこればかりは男の仕事とされたから、女性に馬をあつかわせるのは、無理であった。しかし男子不在となれば仕方がない。女性は恐る恐る犁を手にとり、馬を追った。ある新聞は「健気な銃後の女性戦士、馬耕に活やく」と書いて

たが、女性たちは身も心も凍る思いであった。農業生産もまさに破局・荒廃の寸前ですすんだ。政府は生産資材の供給は今後共増産できないと考え、せめて農繁期労働力だけでも補う意味で「食糧増産学徒動員令」をだし、学徒五〇万人を農村に動員する事を決めた。受けた農家は大いに助かったと思うが、ある農家の主婦はうれしかったが、来た学生さんは皆んな青白く痩せて、腕などは細くて仕事になるかな、と思った。せめてと思つて雑穀や芋入りの御飯だったが、腹いっぱい食べてもらつた。帰りぎわに「おばさん、久しぶりお腹いっぱい食べてうれしかった。有難う」といって帰つていったと話した。逆にいえば、青白い痩せ細つた学生を命令で動員するところまで、時代は破局に迫つていたことである。都市では配給切符をもつて雑炊食堂に行列し、スイトンを食べた。麦粉をこねた団子を汁で煮たものだが、これでも食べれば幸せであつた。

村では出征した兵士のうち、かなりの人が帰りぬ人となつた。戦争とはその理由のいかんを問はず、国民を不幸のドン底に突き落としてしまふ。世の中でもっとも残酷で、無惨なものである。

その戦争がようやく昭和二十年八月十五日に無条件降伏で、終局を迎えた。しかし国民の苦難はまだつづいた。

(二) 敗戦と食糧危機・農業の民主的改革

1 食糧飢餓と食糧増産対策

長い苦難にみちた悲惨な戦争がやっと終つた。多くの国民が実感をもつて感じた本音である。しかしそれが連

合軍に無条件降伏という形の終戦である点で、別の大きな不安をもつた。ようやく戦争が終つたという安堵感があつたが、おそらくこのあとにくる残忍な占領軍の報復を思うと、人々は思わず身を震わせた。

戦争に参加した人の話を伝え聞くと、戦争の無惨さ、とくに敗れた側の悲惨さは、とても見るに耐えず、言葉では語れないという。だからどんなことがあつても戦争になつた以上、決して負けてはならない。これが先輩らがよく語つた教訓であつた。

戦時中はよく「鬼畜米英、撃ちてしまはん」のスローガンを聞かされた。その「鬼畜」に占領されたら、一体自分らはどんな酷い報復をうけるのか。人々は不安におののいて眠れぬ夜を送つた。なかには北山や多良の山奥に女たちだけでも隠そうと、真面目に考えた人もいた筈である。

しかしそれらは幸いにも一部を除いては、杞憂にすぎなかつた。占領軍のアメリカ兵は一般のいわゆるヤンキー氣質の、快濶で、明朗、闊達な青年たちであつた。特に女性に対しては礼儀正しく、節度をわきまえていたともいわれる。もちろん一部の例外はあつたろうが、人々はまさに拍子抜けがして、「占領軍も中々じゃないか」とその評価を一変させた。それは恥ずかしく忌まわしいことだが、わが国の大陸への侵攻軍とくらべると、格段の差があつた。人々はこの面では、これまでの最悪の杞憂が、文字どおり杞憂にすぎなかつたことを知つて、胸をなでおろした。一方戦前海外に流出した大量の同胞が、敗戦と同時に一挙に帰国することになった。軍人あり、軍属あり、進出した企業とその職員と家族たち。このおびただしい還流人口によって、わが国の人口はかつてないほどに膨れ上がった。久保田町では、昭和十五年に約六七九一人であつた人口が昭和二十年に八〇六九人、同二十五年に八三五六人、同三十年八五九六人に増加した。急激な人口増加であつた。これら還流した帰国人口を、

賄わなければならないようになった。しかし絶対量が不足であることは、誰の眼にも明らかであった。深刻な食糧危機が到来した。

当時主食の配給は一人一日当り二合一勺であり、それも遅配と欠配がつづき、消費者は飢えに苦しむ辛い日々であった。一般に遅配日数はすでに一八・九日間に及んだといわれていた。当時の新聞はこのままでいけば、この冬を無事に越すのは困難で、餓死者がでるのは避けられないと報道し、人々を暗澹たる気持ちにさせた。人々は仕事どころではなくなった。都会では人々はリックを背に、農村行きを買出し列車に鈴なりになつて殺到した。そして売りしづる農家の人に三拜九拜してリックにつめこみ、列車にのつてようやく駅に帰り着いた。しかし今

表17 戦前戦後の久保田町の人口推移

西暦	年代	総人口	男	女	世帯数
1920	大9	6723	3383	3345	1203
1925	14	7112	3611	3501	1280
1930	昭5	7117	3577	3540	
1935	10	7064	3549	3515	1315
1940	15	6791	3398	3393	1211
1945	20	8069			
1950	25	8356	4040	4316	1509
1955	30	8596	4023	4393	1557
1960	35	8219	3892	4327	1583
1965	40	7698	3657	4041	1611
1970	45	7257	3471	3786	1607
1975	50	6899	3249	3650	1593
1980	55	6869	3250	3619	1655
1985	60	6733	3199	3534	1646
1990	平2	6644	3077	3567	1678
1995	7	7456	3484	3972	1987
2000	12	8001	3781	4220	2229

国勢調査による。

度は警官が一行に並んで買出人を待ち伏せし、折角の食糧を情け容赦なく没収することになった。なかには「これを持って帰らないと家で待っている子供と老人たちは、明日は餓え死にしてしまう。助けて下さい。」と泣きじゃくつて哀願する婦人たちもいた。駅頭は大混乱であった。ある復員兵士風の男性が、これだけ謝つても許してくれないならと、米袋の封を切つて米を線路にぶち撒いて立ち去った人もいた。やはり敗戦国は悲しく、情け

ないと思つたことである。人々は大根の葉はもちろん、芋の葉も食べた。東京では皇居前の雑草の芽も食べつくしたという。人々は本当に飢えに苦しんだのである。

一方昭和二十一年には「食糧緊急措置令」が公布され、食糧を隠匿している悪質農家について、強権発動を行うことを決定した。供出を怠りヤミ売りの常習者に対する実力行使である。この捜査にはジープを先頭に「MP」と、警官が出動した。捜査は床下や屋根裏に至るまで徹底的に行われ、文字どおり一粒ものこさず押収した。いらいこれら人々は「ジープ供出」と称して恐れた。

もちろん大多数の農家は、「一人の餓死者もだしてはならない」「国民等しくこの苦難に耐えよう」と互いに呼びかけた。この国民的協力もあつて、食糧危機もようやく脱した。昭和二十一年十一月には、これまで二合一勺であった主食の配給が二合五勺になった。今日からみればたかが四勺であるが、これで人々はやっと年が越せる。餓死から免れるとよろこび合ったものである。

戦後のあの食糧危機は、何より「一人の餓死者も出してはならない」という、全国の農民の同胞愛によつて、辛うじて切り抜けることができたのである。人々は飢えほど苦しいものはないという、苦しい経験は今もつて忘れていない。

2 農地改革の断行と自作農の創設

昭和二十年にわが国は連合国に無条件降伏をし、やがて連合軍の占領下にはいった。占領政策はこの連合軍総

司令部（GHQ）で立案され、総司令官マッカーサー元帥の名で発令実行された。占領政策の基本理念は何といつても長期にわたって行われた、日本の帝国主義的な侵略戦争のあらゆるエネルギーを、ここで完全に断ち切つて粉砕し、消し去ることであった。全ての武器を完全に破壊し、軍隊も解体した。またその軍隊と軍事力をささえた財閥や全ての軍需産業を壊滅させた。つまり戦力にかなする全ての物的要件は、全て破壊されつくしたといつていい。そればかりではない。わが国の帝国主義的な軍国主義的侵略戦争に何らかの形で協力し、それを支え推進した、全てのものに壊滅的な打撃をあたえ、それを消滅することであった。

農村および農業の民主化も、占領政策の重要な課題の一つとなった。改革立案者によって注目された一つは、日本は戦艦大和や零戦、それに空母も製造できる高度な技術をもつ先進的な工業国である。しかし反面農業では中世的な地主制度が温存されており、絶対多数の小作農民は、地主に人身的に隷属しており、おどろくべきことに高率現物小作料を上納して、想像を絶する貧困な生活に甘んじている。耕作規模はおどろくほどに零細である。GHQの占領政策立案のスタッフたちは、この対立する矛盾を理解するのに、大いに頭を痛めたといわれている。つまり従来の古典的な経済学では、工業部門が近代的な高い生産力をもつて発展していくためには、これと対応して農業部門も近代化と合理化をとげて近代的大農場制として均衡発展しなければならぬ。両部門が平衡して発展してこそ、社会全体の高度成長がもたれると説いたのである。彼らの母国アメリカはその典型といつてよく、彼らが教室で学んだ経済学はまさにそれを絵に画いたものであった。しかしこの古典的な経済学では、これまでの日本経済の高度成長の要因は解けない。頭をヒネったのは当然である。

しかし有能なスタッフの集団である彼らは、やがて日本のかつての経済成長を次のように説いた。つまり日本のように欧米諸国と比較して遅れた後発国としてスタートをきった国では、むしろ前近代的で封建的な農業部門の温存をはかり、その後進性を十分に利用しながら、工業の発展をはかる必要がある。農業部門に滞留しているおびただしい過剰な労働力は、工業部分に豊富で低廉な労働力をふんだんに供給する。貧困な農村は安い価格で都市に農産物を供給できる。また農村は頑健で愛国心に燃えた若者の勇敢な日本軍への無限の供給源であった。つまり日本は遅れた後発国として出発点に立ったが、前時代的な農業を巧みに工業部門の高度成長に組み入れ、おどろくべき工業化に成功した。さらにその後進性を補うために海外への侵略を次々に仕組み、軍国主義的な帝国主義的侵略戦争をおこし、アジアの諸国に甚大な人的・物的被害をもたらした。つまり日本は、本来対立矛盾として修正すべき工業と農業の不均衡発展を、むしろそのまま温存し再生産し、その対立を巧みに工業の高度発展と侵略戦争に大々的に利用したというわけである。この理論判断の正否はここではあえて問わないが、この理論から生まれた占領政策としては、日本の軍国主義と帝国主義的侵略をささえ、これを助長した遅れた農業、とくに地主制度を完全に排除することである。つまり占領軍の民主化政策の一環として、日本農業の封建的な寄生地主制の完全排除が要求されたのであった。わが国の農地改革はこのような理論経過のなかで、重要な占領政策の課題として打ち出された。

昭和二十年十二月九日にG・H・Qは、政府に対し「農地改革に関する覚書」（農民解放指令）を発し、その具体的な改革案を、翌昭和二十一年三月十五日までに提出することを日本政府に命じた。

これに対し政府は期日に回答案を提出したが、対日理事会は「日本政府の三月十五日付けの回答は不十分である」と断定し、これを却下して再度の提出をもとめた。その後何回かの交渉がもたれ、昭和二十一年九月七日に、

農地改革法案（自作農創設特別措置法案と農地調整法一部改正法案）が認可され衆議院に上提された。そして十月十一日に「第二次農地改革法案」が議会上に提され成立し、二十一日に公布された。これがまさに占領軍の支持と命令によって作成されたわが国の歴史的な「農地改革」であった。

しかし、これに先立って長年にわたってわが国の農耕地の大半を独占的に所有し、それを小作農民に貸しつけて、収穫量の五〇%内外を現物で徴集してきたこの寄生地主制が、法にもとずいて解体されることとなった。そしてこれを農民に再配分（有償）する歴史的な改革が断行されることになった。しかし国内では地主層をはじめ強い抵抗があった。一つは、これを国内法で行う限り国の基本法である憲法に違反するという主張であった。各地で地主層が集結して策をねり、「違憲訴訟」を起した。また個別に小作人らと交渉し、法を逃れるために様々な方策を講じたりした。しかし占領軍はいかなる個別事情も排除し、厳正な法の執行を命じた。とくに昭和二十三年二月には、全国でこの改革事業に対する妨害、反対の阻止が多発している点を憂慮し、G・H・Qはとくに「農地改革促進に関する覚書」を發した。それによると「農地改革は連合軍の至上命題としてこれを厳格に遵守し実施すべきことを命ず」としてあり、さらにこれを妨害するものについては、「断乎処置すべし」とした。また「農地改革」を憲法違反とする訴訟が各地で起ったが、これも昭和二十三年一月には宇都宮地方裁判所で「違憲に非らず」との判決をだした。そしてこの訴訟はさらに最高裁判所までもちこまれたが昭和二十八年十二月に「農地改革の違憲訴訟」に対してこれを棄却する決定を下した。つまりこれで今回の農地改革案が憲法に明記されていた「財産権はこれを侵してはならない」とした条文に違反していないことが明らかになった。また「私有財産」を公共のために収用する際は、「正当な補償の下に」とする件については、当時としては妥当な価格であ

って、違法性はないとした。つまり当時の猛烈なインフレによって買取価格が極端に安くなり、例えば一反歩の買取価格が米五升にも当らない。これは何が何でも不法だという主張があったが、これも前述の理由で却下された。法はインフレの面倒までは見ないということであった。

以上「違憲訴訟」などがあって、農地改革は必ずしも「肅粛」と行われたわけではない。しかし何んといっても占領軍の絶対命令である。とくに「反対者、違反者には徹底して厳罰に処すべし」という指示がだされるなど、有無をいわせぬ処置がとられた。地主のなかにはかなりの自殺者も出たという。ある資料には、「国も法も私らを見捨てた。」「もう生きる希望は何もない」「御先祖様に申訳けない」などの遺言がもつとも多かつたという。

一方解放によって自作農になった人々は、勇氣百倍。その後のわが国農業の担い手となって、農業の近代化、合理化に大いに活躍した。敗戦直後の国民的飢餓を早い時期に救ったのも、これら創設自作農家であったといっている。

つまりこの農地改革の目的は、わが国農業の上に長い間「寄生地主」として君臨した地主層を、その根底から完全に排除することであった。いうまでもなくこれは、占領軍総司令部の發した絶対命令であったし、日本軍国主義をささえた一角を、根底から排除するためであった。

そこで問題は、今後この農地改革の成果を今後共に守りつづけることである。そのためには再び地主制の再興を許さないこと。創設された自作農層を、今後の農業の担い手として育成し強化することであった。

政府もこれまで自らの力だけでは為すべくして為し得なかつた世紀の大事業の成果を、今後共に維持・強化する責務を感じていた。しかし農地改革の違憲問題は、最高裁判決で一応解決したが、いぜん旧地主層の動きは消

えてはいなかった。

そこで昭和二十七年には「農地法」が制定された。「農地法」は何より「農地改革」の成果とこの「自作農主義」の「基本理念」を今後共に十分に守り、維持するための法律であった。法的には万全であったが、旧地主層の復旧の動きは、いぜんとして土地取上げや政治活動の面で無視できないものがあった。とくに昭和二十年の「対日講和会議」で「対日平和条約」が締結され、占領政策が解除されたあとの動きには、一抹の不安もあった。それを封ずる法的整備が、この「農地法」に課せられたのであった。以後わが国農業政策の基調は「自作農主義」を柱とし、この「自作農体制」を「農地法」によって法的に整備し堅持することになった。

表18 久保田村農地改革の成果（昭和25年）

	自作地(町)	小作地(町)	計(町)
昭和20年11月23日 (%)	95.4 (11.3)	747.1 (88.7)	842.5 (100.0)
昭和25年 8月 1日 (%)	723.7 (85.9)	118.8 (14.1)	842.5 (100.0)

表19 久保田村農地の買収・売渡受数

買収された戸数	個人地主	在 村	83戸
		不在村	307戸
法人団体		在 村	63
		不在村	17
売渡しを受けた戸数			747戸

〔佐賀県農地改革史〕より

そこでわが久保田村の農地改革の成果をみておきたい。表19によると次のようになる。久保田村の土地所有状況は、まだ農地改革が具体的に着手されていない昭和二十年十一月では、自作地は全体のわずか一一%、九五町にすぎない。つまり小作地は全体の八八・七%、じつに七四七町にたっしている。殆んどの土地が、地主的土地所有のもとにあつて、その圧倒的な支配下にあるといつていい。

しかし農地改革が無事終了した昭和二十五年八月には、この関係が全く逆転し、小作地が全体の一四%、一一八町に激減し

た。これに対しかつて、一一%、九五町にすぎなかった自作地が、昭和二十五年には七二三町に激増し、全体のじつに八五・九%を占めるに至つた。まさにこの自作・小作の関係が、この間に全く逆転していることがわかる。つまり農地改革のもたらした歴史的成果のあらわれであるといつていい。

ところで久保田で農地を買収された個人地主は三九〇戸であり、そのうち在村地主は八三戸、不在村地主は三〇七戸であつた。本村は圧倒的に不在地主が多いことがわかる。また法人地主は全体で八〇団体であつた。一方農地の売渡しを受けた農家は七三七戸であつた。

3 農業団体の民主的再編と農業協同組合

今日の農業協同組合は、昭和二十年の敗戦と連合軍の占領政策の一環として設立された。すなはち連合軍最高司令官の覚書によると、これまでの農業団体は、農民自身が自主的に自分らの権利・利益・自由を守るためにつくつた組織ではない。もっぱら国家、当時の軍国主義的で帝国主義的な国家機関の下部組織として、それに従属し、協力・支援する組織であつた。連合軍はこうした組織の存在を潰滅し破壊し、それを完全に一掃することを強く要求した。そして新しく生産農民の、自主的で民主的な組織を創設することをもとめた。つまり、アメリカ流にいうと「農民による」「農民のための」「農民の組合」を早急につくれということであつた。こうして農業会やその前身である産業組合や農会の旧組織は悉く解体され、その指導幹部も追放された。そしてこの新しい民主主義の理念にもとづいて、新農協の設立が準備・計画された。



新築になった久保田農業協同組合

これに対し「耕地整理組合」は、干拓地は陸地化してはいるが、まだ土地台帳もなく換地処分もできていない。したがって法律上はまだ海面であり「農地調整法」の適用は受けるものではない。また差額徴集金は株主ではなく施工のため組合の経費として徴集したもので、農地調整法上のいわゆる賃貸料には該当しない、というものであった。

こうして両者の対立は一向に納まる気配を見せず、県農地部も調停にはいつた。県は農林省や軍政部の指導と意見を参考にして、久保田干拓地には「農地調整法」を適用する、との方向で十数回にわたる調整を行った。しかし両者の対立は解決されず、ついに昭和二十三年に至って中島松次氏を委員長とし集落の耕作者代表三〇余名を委員とする「久保田干拓地処理委員会」を発足さ

定をし、株の購入を促した。しかし当初一株一五〇〇円程度であった株が昭和二十二年には一株五〇〇〇円位まで高騰し、中々購入できない事態となった。整理組合は昭和二十二年の春作収穫後から株主に干拓地の耕地を割当て、株券のない耕作者に耕地の明渡しを要求した。そして四月にはすでに二〇町の土地取上げを実施した。

この処置に耕作者側は態度を硬化し、昭和二十二年六月に「久保田撈農民組合」を結成し組合員は四五〇名を数えた。その主張するところはこうである。撈干拓地はすでに立派な農地であり現に耕作を行っており、当然「農地調整法」の適用を受けるべきである。また整理組合は差額徴収金の名目で賃貸料を徴集しており、耕作者は明らかに賃借権を所有している。整理組合は取上げた土地を直ちに耕作者に返還すべきである、とした。

これに対し「耕地整理組合」は、干拓地は陸地化してはいるが、まだ土地台帳もなく換地処分もできていない。したがって法律上はまだ海面であり「農地調整法」の適用は受けるものではない。また差額徴集金は株主ではなく施工のため組合の経費として徴集したもので、農地調整法上のいわゆる賃貸料には該当しない、というものであった。

ところで久保田村のこの新しい農業協同組合の設立は、その出発において若干の問題をかかえて難航した。それは久保田村の南端、有明海に面する通称、久保田撈干拓地の約二〇〇町に関する問題であった。この干拓地をめぐって、一村に二つの農協が分離して設立される事態が生じたのである。事態の経過を『佐賀県農地改革史』（下巻）によつて要約すると次のようになる。この公有水面約一六〇町歩に埋立免許を申請したのは、石川又八氏外七〇名で昭和二年十月であった。同七年九月に埋立が許可され、同十一月に地区内民有原野約六〇町をふくめ、「久保田撈耕地整地組合」を設立し、海面の埋立をはじめその他の設備工事を行うこととし、昭和九年二月に工事に着工した。同十一年二月に潮止工事を行い、同十三年潮止工事を完成した。ただちに地区内農地造成見込面積二〇〇町歩に対し、耕地整理組合員に、一株二反歩金二〇〇円の割合で、一〇〇〇株の株券を発行した。

ここまでは全て順調であったし、これ以降も何事もなければトラブルの発生もなかったであろう。しかし昭和十二年の日中戦争、同十六年の太平洋戦争の勃発等によつて、事態は予期せぬ方向に展開した。

つまり潮止工事の完成後は、土地の干陸化がすすみ耕作可能な耕地が急速にふえてきた。ところが前述の大戦の勃発等々によつて、株主をはじめこの土地で耕作に従事しようとする青壮年らが、応召、動員によつて急速に減少した。組合は株券の有無にかかわらず、食糧増産に貢献してくれる者には、地域内での耕作を仮に認めることとした。かなりの人がこれに殺到し株券をもつ所有権者と、そうでない耕作者がかなり入り乱れた状態になったという。しかしこうした事態も戦争を遂行し、食糧増産を達成するために、当時としては当然のことと考えられた。しかし、敗戦によつて事態は一変した。耕地を求めて殺到する人々が増大し、一方株主でも中々耕地がもとめられえない事態が起つて混乱しはじめた。そこで耕地整理組合では、株主でなければ耕作できないという決

せた。そして両者とも耕作地に関しては処理委員会に一任し、法的扱いについては両村の農地委員会で処理することになった。この調整の結果は、久保田搦農民組合の主張がおおむね承認される結果となつて、長い抗争に終止符が打たれた。しかし、この両者の対立・抗争が、周辺に与えた影響は大きかった。戦後最大の歴史的大事業といわれた農地改革についても、その事務的な停滞は免れず、その進行を阻害するところ少なくなかつたといわれた。

また本節の主要課題である農業協同組合の成立・発展についても、この事件は大きな影響をあたえた。戦後、農業民主化の大きな柱として、農民自身による主体的な協同組合の成立が行われたが、久保田搦農民組合としては、農協法によつて「一五人以上の農民で農協は設立できる」を論拠として、ついに別途独自の組合設立の道をえらんだ。県全体としても農協数は市町村数を一二上回っているから異例とはいえない。

こうして久保田村には昭和二十三年六月二十三日に「久保田村第一農協」の名称で新農協が設立され、八月十五日には別に「久保田村農協」が設立された。つまり一村二農協が成立した。

久保田農協の構成は加入七八〇戸、正組合員一〇九八人、準組合員四八九人、耕地面積六四〇町であつた。

初代の組合長は古賀了氏であつた。こうして一村二農協の時代が続いたが、昭和四十三年十一月に町内二農協の合併が実現し、一農協となつた。その後もJA久保田農協として施設・整備も次々に整備され、今日ではカントリエレベーター三基、野菜の集荷所・選果場・選別所・貯蔵所、農機具センター等々、その充実・拡張がすすんでいる。

(三) 「農地法」と自作農主義農政

— 昭和二十七年より —

戦後の歴史的的大事業といわれた農地改革は、占領軍の冷徹な指令のもと、様々な問題を内包しながらほぼ完結した。この改革は憲法の「財産権はこれを侵してはならない」を楯とした、地主側の「違憲訴訟」が最大の論点とされた。しかし裁判では「違憲に非らず」としてこれを却下した。その後も地主側の抵抗はつづいたが、近代的民主主義国家として甦生しようとする、新しい動向と世論には抗し切れず、改革はほぼ当初の目的を達成して完結した。前表に示めしたとおり、久保田村も昭和二十年には、農地のうち自作地はわずか一％で、あと八八％は小作地であつた。つまり圧倒的多数の土地は、地主の所有であつた。それが昭和二十五年には完全に逆転し、自作地が八五％、小作地は一四％となつた。農地改革の大きな歴史的成果といつていい。この改革で生まれた自作農を「創設自作農」というが、今後はこれら「創設自作農」を戦後の新しい農業の担い手として、育成・保護していく必要があつた。そして二度と再び地主制が復活することのないような措置も必要であつた。こうしてつくられたのが「農地法」（昭和二十七年七月）であつた。

したがつてこの「農地法」は、農地改革の成果を今後共に恒久的に守り、「自作農主義」を堅持して、これからのわが国農業の担い手を、これら「創設自作農」を中核として守り育成することであつた。

またこれら自作農層と、農地の有効な利用促進をうながす機関として「農業委員会」（昭和二十六年一月）が設けられた。この農業委員会はもとも農地委員会（農地改革の推進）、農業調整委員会（食糧供出の調整）、農業改良委員会（普及事業）の三つの委員会が統合してつくられたものであった。そしてその主要な業務は、「農地法」等にもとづく農地問題の公正・円滑な処置、農地の利用増進、農業・農村の振興計画や諮問・答申書の作成等であつた。

これらも「農地法」も、時代の変化に伴つてたびたび改正され、また「農地利用増進法」などによつて若干の方向転換もあつたが、基本的には「農地法」の理念をあくまでまもりながら、時代の変化に対応して農地の高度利用をすすめるにあつた。

例えば、昭和四十四年の「農地法」の改正では、統制小作料を廃止し賃貸借統制を弱化する。同年の「農地保有合理化法人」ではこれを各県に設置させ、農地の流動化促進を図る。また昭和四十五年の「農地法」の改正では、これまでの借地否定主義から賃借容認主義に転換を明確化し、「統制小作料」を廃止し、標準小作料に。また「受託農業経営」事業を新設した。そしてさらに昭和五十四年には「農地制度研究会」（第三次）を発足させ、農地の流動化および有効利用を促進させるために、再度の「農地法」の改正が必要であるとした。さらに農地の「賃貸借規制」を緩和することや、特別法制定など現行農地制度の抜本検討を行うこととした。これらは昭和五十五年三月の国会に農地三法案として上提され同年五月に「農地利用増進法」、「農地法改正」、「農業委員会等に関する法」としてそれぞれ可決された。久保田町農業委員会もこの法によつて関係各課と案をねり「担い手への農地の利用集積方針」を次のように策定した。

担い手への農地の利用集積方針

◎ 担い手への農地の利用集積に関する基本方針

認定農業者制度を活用して、経営能力の向上を目指し、企業的な経営感覚の醸成を図るとともに、農業労働力の確保や経営規模の拡大を図ろうとする自立専業農家を支援する。

特に意欲的に経営規模拡大を図り、土地利用型農業を推進している自立専業農家に、さらに農地集積が図られるように農業委員会、農業協同組合等と連携強化を図る。

◎ 担い手への農地の利用集積目標

基本構想策定時における 既利用集積面積	2000 ha	今後5年間に望まれる農地の利用集積の目標面積	今後5年間の農地の利用集積の基礎的目標面積	基本構想における農地の利用の集積に関する目標面積	4100 ha
------------------------	---------	------------------------	-----------------------	--------------------------	---------

農家意向に関する集計結果

相手方を確保済み		相手方を確保済み	
相手方を未確保	相手方を確保済み	相手方の確保	相手方の確保
見込	見込	見込	見込
貸付等希望農地 (貸付相手方が認定農業者等以外)	貸付等希望農地 (借受者が認定農業者等)	貸付等希望農地 (借受者が認定農業者等)	貸付等希望農地 (借受者が認定農業者等)
59 ha	83 ha	142 ha	59 ha
借受等希望農地 (借受者が認定農業者等)	借受等希望農地 (借受者が認定農業者等)	借受等希望農地 (借受者が認定農業者等)	借受等希望農地 (借受者が認定農業者等)
15 ha	20 ha	20 ha	20 ha
困難	困難	困難	困難

◎ 主要作目の生産振興方針

1、水 稲

米の作付けについては、平坦地に適した「ヒヨクモチ」の生産を基本とし、需要に応じた作付けを徹底するとともに、田植え時期等の見直しにより実需者ニーズに対応した品質の生産に努める。

また、うるち米については、有機肥料・減農薬による栽培を行い、消費者の販路拡大に努め生産量の安定化を図る。

なお、酒米については需要に応じた契約栽培を行う。

2、麦

水田における土地利用型農業をさらに活性化するため、実需者ニーズに対応して、麦の品質向上定着を図るため、生産・品質管理システムの整備を進めることにより生産体制の強化を図る。

- ・実需者ニーズに対応した生産・販売計画の策定
- ・麦の生産技術のレベルの一層の向上

・ブロックローテーションによる団地化大豆に係る高度利用加算の有効活用及び担い手への土地利用集積

・地域の合意形成に向けた各地域における推進体制の構築と関係機関と一体的になって各地域の推進組織の育成、強化。

3、大豆

水田における土地利用型農業をさらに活性化するため、実需者ニーズに対応して、大豆の品質向上定着を図るため、生産・品質管理システムの整備を進めることにより生産体制の強化を図る。

- ・実需者ニーズに対応した生産・販売計画の策定
- ・大豆の生産技術レベルの一層の向上

・ブロックローテーションによる大豆の団地化、及び担い手への土地利用集積

・地域の合意形成に向けた各地域における推進体制の構築と関係機関と一体的になって各地域の推進組織の育成、強化。

4、野菜

ア. 露地野菜（玉葱）

本町の玉葱は、水稲の複合品目として重要な位置を占めているので、生産省力化機械等や集荷貯蔵施設の導入で、省力化を図り、規模拡大につとめ、消費地への安定供給を図ってきた。今後さらに定植機等を導入し、機械化一貫体系をつくり、作付面積の拡大に努める。

イ. 施設野菜

本町の施設野菜は、多様化する消費者ニーズに対応した生産体制を確立して、産地づくりに努めてきたが、近年の相次ぐ気象災害等により農家の生産意欲が低下している。

そこで、本町の施設野菜を振興するために、

- (1) 畜産農家と連携した土づくりを推進する。
 - (2) 品質の向上及び消費者ニーズにあつた銘柄産地づくりに努める。
 - (3) 栽培施設の拡大や新規農家の掘り起こしを推進し、作付面積の拡大を図る。
- このことよって、園芸の主産地づくりに努める。

5、畜産

本町の畜産を振興するため、

- (1) 生産コストの低減のため、粗飼料自給率の向上に努める。

- (2) 生産性の向上と経営体質の強化を図る。
- (3) 牛舎の環境美化運動を推進する。

(四) 「農業基本法」と基本法農政

一 昭和三十六年より一

あの苦難の昭和二十年の敗戦からようやく一〇年が経過しようとしていた。曲りなりにも復興の動きもあらわれ経済の成長が進展してきた。農業もあの食糧危機を脱して、どうにか量だけは不足なく供給できるところまできた。これからはさらに経済成長のピッチがあがり、食糧に対する消費者の選択も変化するに相違ない。経済がそのように変化したばあい、農業はそのまま今の状態で良いということはない筈だ。過去の一〇年は、食糧増産対策一本で、つき進んできた。しかし今後はこのままで良いわけではない。農家経営も、農地改革の成果を守れというだけで、農地法の制約にとらわれすぎてきた。もっと専業化・規模の拡大・主産地化・集団化など経営の近代化について考える必要はないか。経済成長にあわせて、農業生産も農家経営も変っていく必要があるのではないか。一部の研究者の間では、すでに西欧の事例に学んで「経済成長下の農業生産と農家経営」といったテーマで研究がすすんでいた。

こうした情勢に刺激されて、わが国でも「農地法下の零細農耕制」を、時勢の変化にあわせてどうかえていく

農業生産の選択的拡大

作目 (種類名)	現 状 (11年)					目 標 (16年)					備考
	作付、栽培面積、 飼養頭羽数			10a当たり収量、 1頭羽数当たり産量	生産量	作付、栽培面積、 飼養頭羽数			10a当たり収量、 1頭羽数当たり産量	生産量	
	合計	田	畑			合計	田	畑			
水 稻	620	620		476	2,950	550	550		479	2,634	
大 麦	408	408		482	1,970	550	550		424	2,330	
小 麦	98	98		577	565	100	100		540	540	
大 豆	210	210		181	380	235	235		300	705	
野 菜	63	63		47,500	4,165	74	74		51,000	5,190	
【露地】	47	47		9,000	2,670	56	56		9,000	3,180	
(玉葱)	42	42		6,000	2,520	50	50		6,000	3,000	
(レンコン)	5	5		3,000	150	6	6		3,000	180	
【施設】	16	16		38,500	1,495	18	18		42,000	2,010	
(キュウリ)	5	5		18,000	900	6	6		20,000	1,200	
(トマト)	2	2		12,000	240	3	3		13,000	390	
(イチゴ)	3	3		3,500	105	3	3		4,000	120	
(小葱)	5	5		5,000	250	6	6		5,000	300	
花き等					13					15	
肉用牛 (繁殖)	10				10	10				10	
(肥育)	238				193	150				120	
乳用牛	23			7,500	173	27			7,900	213	
その他畜産	483				505	500				530	

「地域農業マスタープラン」(平成12年)より

べきか。農業の生産構造は今のような零細な個別経営で良いのか。こんな課題がいろいろと提起された。これらを「わが国農業の基本問題と基本対策」としてまとめ答申が出された。ここでは大胆な提言がなされた。つまり現況の零細農耕制を何らかの形で克服し、より生産性の高い近代的な農家経営に近づける努力をすること。しかしこのためには、現行農地法下の厳格な自作農主義の制約を解いて、規模の拡大や協同化など、生産構造の変革に一定の道すじをつける必要がある。これらはきわめて大胆で画期的な提案であって、さまざまな批判をよんだが、わが国経済の今後を展望すると、けっして無視できない重要な課題であった。

この答申の検討がはじまり、その方向性を確め、様々な意見を集約した上で、「農業基本法」が制定された。その基本となるのは次の点であった。つまり急速な経済成長と国際的な自由貿易化のなかで、好むと好まざるにかかわらず、わが国農業も自らの力で構造変化をとげる必要がある。農地法のもとで農地改革の成果をあくまで守り、自作農主義に徹する意義は理解できる。しかし激しい国際競争の中で、これに伍して生きのびるためには、経営規模を拡大しコスト原理を導入する必要がある。あるいは共同化・協業化など構造改革のため道すじをつくる必要がある。とくに活発な農地の流動化促進が必要であるし、選択的な担い手の育成も必要である。こうして大胆な担い手の育成も必要である。こうした大胆な農政の転換が要求され、「農業基本法」の政策的具体化を示したのがいわゆる「基本法農政」であった。

久保田でもこれに沿ってマスタープランが作成された。その根幹をなすのは「農業基本法」にしめされた、「農業生産の選択的拡大」であり「農業構造の改善」であった。

(五) 「米の生産調整」と総合農政

— 昭和四十五年より —

かつては予想もできなかった米の生産過剰問題が、にわかに深刻な政策課題として世の中をにぎあわせた。米の生産は急速な技術進歩によつて年々増加し、とくに昭和四十二年以降は全国で一四〇〇万トの大豊作が三年連続した。一方米の消費は昭和三十八年の一三四一万トをピークとして年々減少をつづけ、同四十四年には古米在庫がじつに五五三万トにもたつた。こうした供給の過剰と消費の減少は、米のばあい国の財政に大きな負担を強いることになる。政府は昭和四十五年以降いわゆる米の減反政策にのり出すことになった。この未曾有の政策的決断は、「農地改革」にも匹敵する大事業といわれ、様々な議論をよんだが、昭和四十六年以降「稲作転換対策」「水田総合利用対策」として実施された。

わが国で米の減産政策がとられたのは、まさに有史以来のことであった。昭和四十五年二月に全国・都道府県の主務部長会議が農林省の主催で開催され、全国で一五〇万トの減産を目標として減反を行うこと。うち一〇〇万トは休耕と作付転換で行い、五〇万トは水田の転換によるとした。面積では三三万七〇〇〇畝の水田で生産調整（減反）を行うことになった。奨励金は一〇万ト平均して三万五〇〇〇円とされた。都府県の割当ては農林省が行い、市町村には県が行い、市町村は各農家への配分を決めることとなった。これらをつくめこの時の

農政を「総合農政」と名づけた。その柱は、(1) 米の減産・減反を行う。(2) 経営規模の拡大をすすめる。(3) 農産物価格は国民合意の得られる水準とする。(4) 離農を促進する。以上であった。これまで農業政策の上で「離農促進」の言葉はタブーとされた。それは直ちに農民層分解の促進論であり、貧農切り捨て論と同義語とされ批判された。しかし今やそれが政策用語として公にされたことは、大きな時代の変化である。国際的な自由化のなかで、わが国農業も産業として競争原理に耐え生き抜いていかねばならない。そうした時代なのだと言っているのである。また(3)の農産物価格は国民的合意で、という点も、これまでは必ずしも国民的合意をえていないということの反語であろう。つまり政治的なつり上げ価格というのである。いずれにしても生産者にとっては、きびしい時代の到来である。表20は久保田町の米の生産調整の年次別の推移である。転作率は最高三九%から、平均して毎年二〇%前後である。二〇%というがこの数字には生産者のいい知れぬ苦労がにじんでいるように思う。そしてちなみに昭和四十五年の米生産調整のはじまった年のわが国の食料総合自給率は七五%であり、穀物自給率は四八%であった。

宗 教



村田若狭の墓

表20 久保田町の米の生産調整

年 度	本田面積	水稲作付面積	転作面積	転作率
昭和46～47年	942	753	189	20%
昭和47～48年	938	576	362	39%
昭和48～49年	960	715	245	26%
昭和49～50年	965	840	125	13%
昭和50～51年	963	958	5	1%
昭和51～52年	960	955	5	1%
昭和52～53年	959	954	5	1%
昭和53～54年	959	853	106	11%
昭和54～55年	958	840	118	12%
昭和55～56年	958	809	149	16%
昭和56～57年	957	756	201	21%
昭和57～58年	957	755	202	21%
昭和58～59年	954	770	184	19%
昭和59～60年	951	783	168	18%
昭和60～61年	950	788	162	17%
昭和61～62年	949	781	168	18%
昭和62～63年	947	745	202	21%
昭和63～平成元年	946	740	206	22%
平成元～2年	944	745	199	21%
平成2～3年	937	738	199	21%
平成3～4年	933	735	198	21%
平成4～5年	910	780	130	14%
平成5～6年	908	774	134	15%
平成6年～7年	896	830	66	7%
平成7～8年	890	791	99	11%
平成8～9年	882	734	148	17%
平成9年～10年	875	712	163	19%
平成10年～11年	871	623	248	28%
平成11～12年	869	620	249	29%